

第 8 章 開発行為等における水道施設の整備

8.1 事前協議

糸島市の給水区域内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為および糸島市開発行為等に関する指導規程の適用となる事業等で、水道施設（配水管等）および給水装置を設置しようとする場合は、管理者および関係機関と管理方法等について事前協議を行うものとする。

8.2 工事の申込み及び着手

配水管布設工事および給水装置工事は、事前に給水装置工事の申込みにより、施工承認を受け工事に着手するものとする。道路の掘削工事着手前には、必ず他企業埋設物管理者と協議し、埋設物や布設位置の確認を行い、配水管または給水装置と他企業埋設物との離隔の確保（30 cm 以上）については特に注意するとともに、現場立会や施工管理写真等で適宜離隔の確認ができるよう対応すること。

8.3 配水管布設工事の費用負担について

費用負担については以下の表のとおりである。

工事内容 (申込時点)	申込方法	配水管布設工事費	手数料 (審査・占用申請・検査)
公道における 配水管の新設・増径	給水装置 工事申込 ※1	申込者負担 (施行規程第 4 条第 1 項)	申込者負担 (施行規程第 4 条第 2 項)
私有地※2における 配水管の新設※3	給水装置 工事申込 ※1	申込者負担 (条例第 6 条)	申込者負担 (条例第 29 条)

※1 給水装置工事と合わせて 1 枚の申込書でも可とする。

※2 ここでいう私有地とは、開発工事竣工後、道路管理者に道路として寄附するものである。

※3 寄附前の配水管は、給水管と同様の取扱いとなる。

注) この表中の配水管とは口径 φ50mm 以上であり、市に寄附を行うものである。

注) 配水管布設工事の材料検査手数料および既設配水管の一時断水に伴う費用については、要しない。

(工事の費用負担)

(施行規程第 4 条)

給水装置の新設工事のため、配水管が布設されていない箇所の公道に配水管布設工事を要するときは、その配水管布設工事費は、その全額を工事申込者の負担とする。

2 前項の工事申込者は、申込みの際、条例第 29 条の規定による設計審査手数料、道路・水路申請手数料及び検査手数料を前納しなければならない。

(新設等の費用負担)

(条例第 6 条)

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(手数料)

(条例第29条)

手数料は、別表第 3 に定める区分により申込みの際、納入通知書により徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めるときは、申込後に徴収することができる。

(1) 配水管布設工事費

開発行為等による配水管布設工事および給水装置工事の費用負担については、当該工事を施工しようとする申込者の負担とする。

(2) 工事申込みに伴う手数料

配水管布設工事および給水装置工事は、事前に給水装置工事申込書にて申込みを行うものとし、その手数料等については、申込者の負担とする。手数料等については、**1.4 加入金、手数料等**を参照すること。

8.4 配水管布設工事に関する留意事項

配水管の布設においては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 配水管の口径φ50mm以上は、市に寄附を行い、移管するものとする。
- (2) 配水管の管種は、以下のとおりとする。

管口径	管種
φ 50mm以下	HIVP-L
φ 75～φ 250mm	GX管
φ 300mm	GX管
φ 350mm	NS管
φ 400mm	GX管
φ 450mm	NS管

※ 鋳鉄管は内面エポキシ樹脂粉体塗装を採用する。

- (3) 配水管の埋設深さは、将来移管先の道路管理者の指示によるものとする。
- (4) 曲管90° は原則使用不可とし、曲管45° を 2 本採用するものとする。また、離脱防止金具を設置すること。
- (5) 離脱防止金具の拘束延長等については水道施設設計指針（最新版）によるものとする。
- (6) 開発区域内の道路の入り口部には仕切弁を設置すること。配水管の管種が耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管の場合、仕切弁はソフトシール(原則、両受け継手式)を使用すること。
- (7) 仕切弁、空気弁、泥吐弁の設置位置等については、水道課に事前協議をすること。

- (8) 泥吐弁の口径は本管の口径に応じて、以下のとおりとする。

本管の口径	泥吐弁の口径
φ 50mm	φ 25mm
φ 75mm	φ 50mm
φ 100mm	φ 75mm
φ 150mm	φ 75mm
φ 200mm	φ 100mm

- (9) 泥吐弁の水抜き先は、水質管理が容易に出来る箇所に設置，若しくは水質管理が容易に出来るような対策をとること。また，逆流のおそれがないよう留意すること。
- (10) 泥吐弁の水抜き先にはエルボを設置すること。ただし，側溝の流れを阻害しない場所とする。また，エルボは接着剤等で固定しないこと。
- (11) 使用材料については，給水装置工事申込書とともに「使用材料一覧表（配水管布設分）」を提出し，承認を得ること。また，検査実施希望日2週間前に，「材料検査願」を提出し，検査を受けること。
- (12) 配水管からの分岐工事の際は，適切に作業を行うことができる技能を有する者が従事または監督すること。
- (13) 分岐工事の際，断水が必要な場合は，断水実施希望日2週間前に，「一時断水願」を提出すること。なお，断水洗管作業における仕切弁等の取扱いは，市職員で行うため，注意すること。
- (14) 配水管からの分岐工事において，割T字管，不断水仕切弁を取付け完了した際の水密テストは，1.30MPaを1分間加えるものとする。
- (15) 配水管の表示テープ，標識テープの基準については，給水管の基準（6.5給水管の明示を参照）に準ずる。
- (16) 配水管布設後，検査実施希望日2週間前に，水道課へ耐圧検査の依頼をし，検査を受けること。なお，耐圧検査は，（常圧＋水撃圧0.55）MPaを1分間加えるものとする。
- (17) その他ここに記載のないものについては，日本水道協会出版「水道施設設計指針」（最新版），福岡県県土整備部企画課制定「土木工事共通仕様書」（最新版），「土木工事施工管理の手引」（最新版），「区画線設置工事共通仕様書」（最新版），「建設副産物の手引き」（最新版）によるものとし，適宜，水道課と協議すること。

8.5 給水装置（取出し管）工事に関する留意事項

開発行為等によって設置される給水装置工事は、給水装置工事の一部（配水管分岐箇所から宅地内までの給水管取出しで、以下「取出し管」という。）を舗装工事に先行して施工することにより、舗装完了後の給水装置工事に伴う道路掘削を防ぐことを目的とするものである。

取出し管の施工においては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 取出し管の施工位置は、将来の宅地利用において建築物および擁壁等の構造物が築造されることがなく、水道メーターの検針および修繕等の維持管理に支障のない箇所とすること。
- (2) 取出し管は、給水装置工事に準じて施工すること。
- (3) 取出し管に水漏れがないこと、および正常な出水であること等を確認すること。

8.6 竣工検査

配水管布設工事および給水装置工事は、当該工事完了後、管理者の検査を受けなければならない。（糸島市開発行為等に関する指導規程第26条、条例第34条）

(1) 配水管布設工事

工事開発等協議を行った水道課にて検査を実施する。なお、検査後でも管理者への帰属手続きが完了するまでは、開発者等の管理責任であるため適正な維持管理に努めること。

また、管理者へ帰属する配水管の瑕疵担保期間は、特に定めがない限り、帰属通知の翌日から3年間とする。（開発行為等に関する指導規程第27条）

(2) 給水装置工事

給水装置工事の申込みを行った水道課にて検査を実施する。

8.7 配水管の寄附及び管理

（施行規程第6条）

給水装置工事、開発工事において、配水管の布設されていない箇所の公道に布設する給水管（口径が50ミリメートル以上）は、当該工事の竣工検査に合格した後速やかに市に寄附を行い、移管するものとする。

配水管の寄附については、当該配水管が布設されている道路が市に移管されたことが確認できた後とする。なお、寄附の手続きに必要な書類は以下のとおりである。水道課への提出部数は1部とする。

- (1) 寄附採納願
- (2) 位置図
- (3) 字図（寄附する配水管が布設されている道路が市に移管された後のもの）
- (4) 平面図
- (5) 管割図
- (6) 見積書（寄附する管に対する工事費）
- (7) 写真（施工状況写真、材料検査状況写真、耐圧検査状況写真）
- (8) その他管理者が必要と認めるもの

8.8 維持管理に関する留意事項

取出し管は、給水装置工事が施工された土地（以下「対象地」という。）に将来給水するために設置するものであり、対象地に付帯することからその所有は対象地の土地所有者に帰属するものである。対象地の土地所有者は当該取出し管について、次の点に留意しなければならない。

- (1) 宅地割または取出し管の位置変更等により、取出し管が不要となる場合には、当該取出し管の撤去工事を行うこと。ただし、管理者がその必要がないと認めた時は、この限りではない。
- (2) 土地売買等により、対象地の土地所有者が変更される場合には、新たな所有者に対して、当該取出し管の情報およびその維持管理について引き継ぐこと。
- (3) 取出し管が使用開始されるまでの期間に漏水および出水不良等の問題が生じた場合には、対象地の所有者がその修繕等について対応すること。
- (4) 開発行為等によって布設された配水管が水道課に帰属される前の時点において、新たに取出し管を分岐する場合は、開発者および水道課と協議を行い、必要に応じた手続きを行うこと。

8.9 手続きの流れ

ここでは、特に開発行為の案件として多い都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為および糸島市開発行為等に関する指導規定の適用となる事業に関する手続きの流れは、図 8.9.1 のとおりとする。その他については、この限りでない。

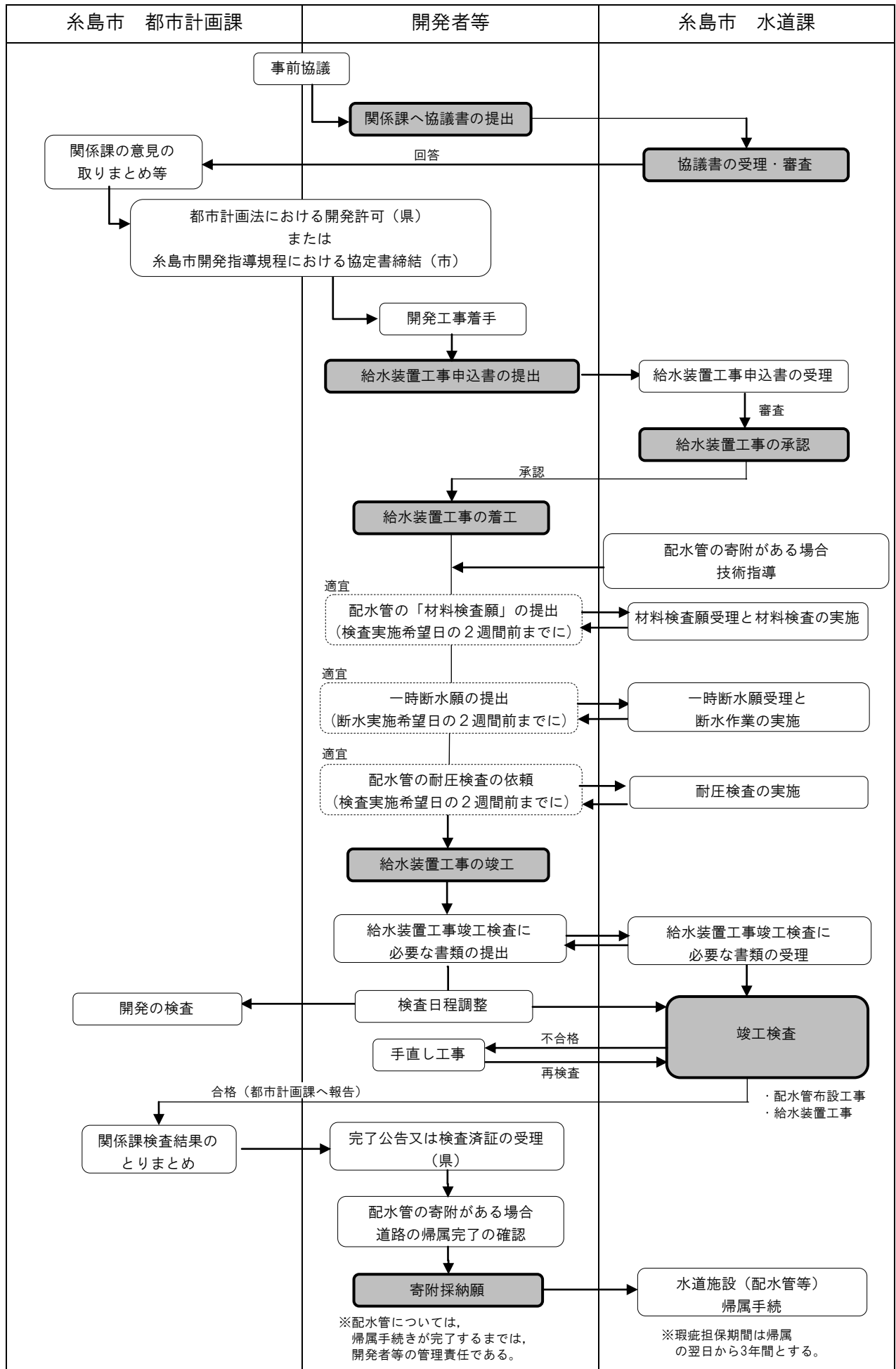


図 8.9.1 開発行為等に関する手続きの流れ

8.10 既設の配水管及び付属器具の移設工事について

(1) 工事の申請

開発行為等により、既設の配水管及び付属器具の移設工事を必要とするときは、水道課に以下の書類を2部提出し、承認されたのちに施工を行うものとする。

- ① 自費施工承認申請書
- ② 位置図
- ③ 字図
- ④ 平面図
- ⑤ 管割図
- ⑥ 構造図
- ⑦ 使用材料一覧表（配水管布設分）

(2) 工事の費用負担について

費用負担については以下の表のとおりである。

工事内容	申込方法	配水管移設工事費	手数料 (審査・占用申請・検査)	材料検査 手数料	断水 洗管費等
既存配水管及び 付属器具の移設	自費施工 承認申請	原因者負担 (施行規程第11条)	原因者負担 (※1)	原因者 負担 (※1)	原因者 負担 (※1)

※1 根拠規程：糸島市水道施設等損傷に対する損害賠償等に関する規程第3条（第2条）

（施行規程）

第11条 道路工事，下水道工事，ガス工事，電気工事，電話工事その他の理由により，配水管及び付属器具又はこれに関連する給水装置の工事（以下「水道施設等工事」という。）を必要とするときは，管理者又は管理者が認めた者でこれを施工し，これに要する費用は原因者の負担とする。ただし，道路管理者，河川管理者等の行う工事に起因する水道施設等工事で管理者が認めるものについては，この限りでない。

2 前項本文の費用は，管理者が指定する日までに納入しなければならない。

（糸島市水道施設損傷に対する損害賠償等に関する規程）

第2条 水道施設等に故意又は過失により損傷を与えた者に対し求償する賠償額は，材料費，労力費，間接経費，事務費及び損失水量費等基準額の合計額とする。

2 前項の損失水量費等基準額は，公営企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず，管理者が特に必要と認めたときは，賠償額を減額し，又は免除することができる。

第3条 施行規程第11条の規定に基づき原因者に負担させる費用の額の算出については，前条の規定を準用する。

移設に伴う費用（配水管移設工事費，手数料(審査・占用申請・検査)，材料検査手数料断水洗管費等）の費用負担については，全て当該工事を施工しようとする申請者の負担とする。

(3) 施工における留意事項

施工については、**8.4 配水管布設工事に関する留意事項**に準ずるものとする。

(4) 工事の完了について

工事が完了した際は、速やかに水道課に以下の書類を1部提出するものとする。

- ① 自費施工完了届
- ② 位置図
- ③ 字図
- ④ 実施平面図
- ⑤ 実施管割図
- ⑥ 実施構造図
- ⑦ 工事写真

(5) 移設工事で布設した配水管等の寄附の手続きについて

当該工事の竣工検査に合格した後、速やかに市に寄附を行い、移管するものとする。
寄附の手続きについては、**8.7 配水管の寄附及び管理**を参照すること。

(6) 手続きの流れは以下のとおりとする。

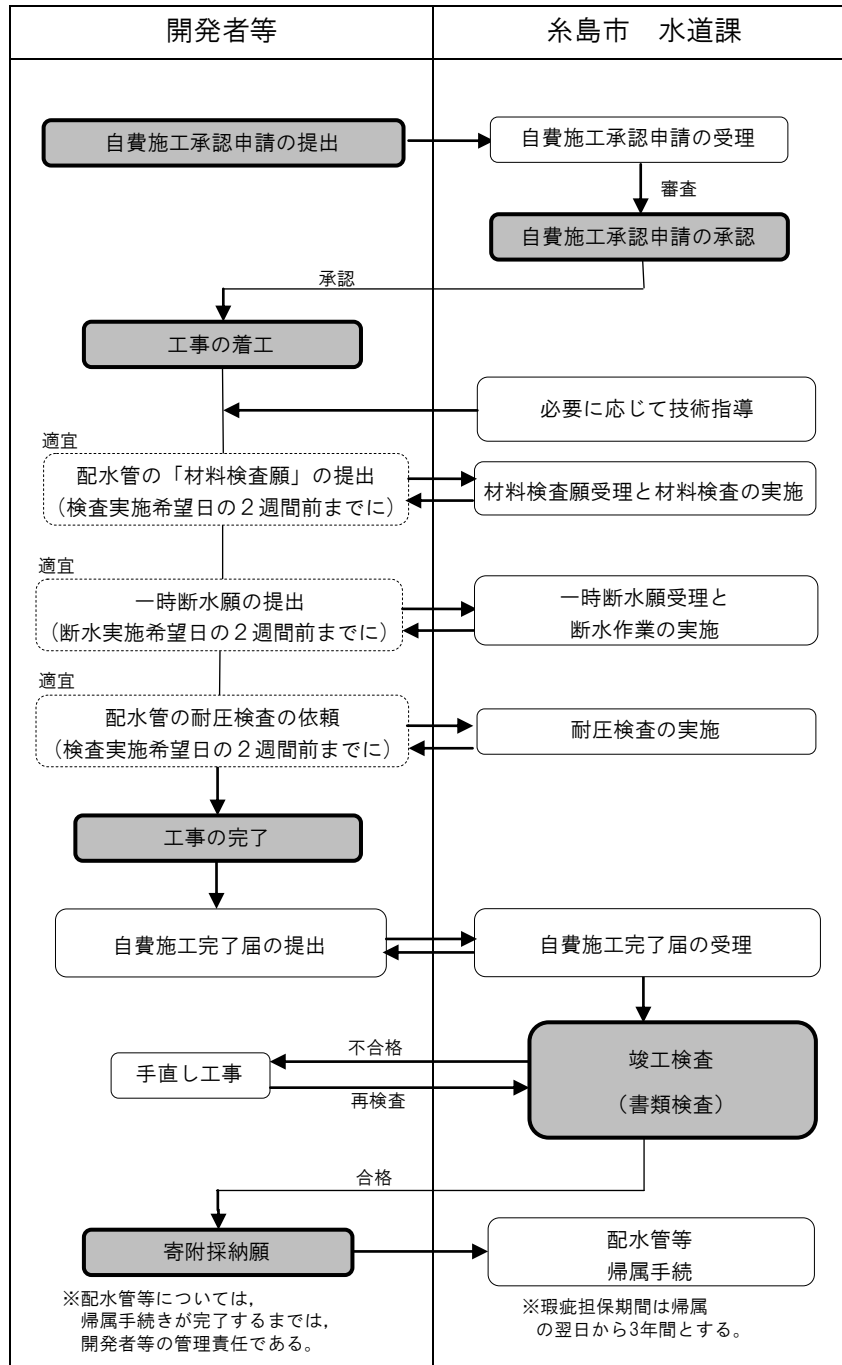


図 8.10.1 既設の配水管及び付属器具の移設工事に関する手続きの流れ